

令和8年度水質検査計画

中央(森)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度最大値	令和6年度最大値	令和7年度最大値	基本検査頻度	令和8年度実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	0.00057	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	0.002	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.36	0.32	0.26	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.02	0.02	0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.08	0.11	0.13	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0032	0.0042	0.0033	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.0035	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブromoクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.003	0.006	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.00083	0.0016	0.00096	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	0.00054	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.0023	0.0029	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.015	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3	4.6	3.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	51	51	51	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	71	73	63	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルインポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	0.005	0.004	<0.002	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.7	0.5	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.8	7.7	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	1.0	1.0	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.1	0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

中央(川渡)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	18	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0004	0.0007	0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	0.008	0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.57	0.47	0.40	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.012	0.016	0.014	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタニル(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.22	0.19	0.17	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.005	0.0052	0.0024	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.0025	0.0021	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	0.0008	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.006	0.007	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.0032	0.0027	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0018	0.0021	0.0013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.006	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.011	0.023	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.006	0.008	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	4	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.7	2.9	3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	67	54	58	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	73	81	65	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルインポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.4	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.8	7.8	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	0.5	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	0.9	1.1	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

長者(低区)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	16	<10	60	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.00045	0.00048	0.00055	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.005	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.35	0.33	0.28	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.04	0.04	0.04	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.09	0.22	0.11	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0007	0.0008	0.0042	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	0.0011	0.0022	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.002	0.0025	0.0094	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0007	0.0010	0.0030	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	<0.002	0.0039	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.004	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	4.9	5	3.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	73	68	70	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	89	90	82	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシポネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	8.0	8.0	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.2	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

坂本簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	0.006	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.45	0.44	0.35	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.013	0.016	0.013	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタニル(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.13	0.13	0.13	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.008	0.010	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.004	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	0.0006	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.010	0.012	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	0.003	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0028	0.0028	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	0.0056	0.0059	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.004	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.4	2.7	3.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	38	37	37	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	61	60	53	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシロネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.5	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.9	7.9	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	0.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

岩丸簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	0.008	<0.004	0.007	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.33	0.31	0.26	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.03	0.03	0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタネン(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.08	0.09	0.10	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.007	0.009	0.008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	<0.002	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブromoクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0011	0.0014	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0076	0.011	0.01	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.002	<0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0021	0.0032	0.0022	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.006	0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	3	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.5	3.6	3.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	47	45	40	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	67	65	58	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.6	0.5	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.7	7.6	7.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	0.9	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

見ノ越簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度最大値	令和6年度最大値	令和7年度最大値	基本検査頻度	令和8年度実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	22	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.011	0.014	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.47	0.39	0.34	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.05	<0.05	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.012	0.012	0.011	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.12	0.10	0.11	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.008	0.007	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	<0.002	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0006	0.0008	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.009	0.011	0.009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.004	0.002	0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0027	0.0031	0.0021	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	<0.002	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	4	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.2	3.2	3.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	43	38	35	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	68	65	57	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシポネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.5	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.8	7.8	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.2	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

大崎簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度最大値	令和6年度最大値	令和7年度最大値	基本検査頻度	令和8年度実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	13	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.35	0.32	0.33	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	<0.05	<0.05	<0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.05	0.05	0.05	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ペルフルオロオクタン sulfon 基 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン 基 (PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.20	0.12	0.12	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.00098	0.002	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	0.0008	0.0011	0.0006	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.003	0.005	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0013	0.0015	0.00063	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	4	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.0	3.1	2.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	46	43	48	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	73	67	64	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシロネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	<0.3	<0.3	0.4	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.9	7.9	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	0.2	<0.1	0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

寺村簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0003	0.0004	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	0.006	0.005	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	0.0011	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.22	0.21	0.22	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.05	0.05	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	0.011	0.014	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタニル(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.18	0.16	0.08	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0039	0.0026	0.0028	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.003	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	0.0015	0.0009	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.005	0.005	0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.0023	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0012	0.0019	0.0018	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.0058	0.0045	0.0043	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.004	0.004	0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3	4	3	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.6	2.6	2.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	63	36	37	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	44	55	60	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルインポリネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.3	<0.3	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.7	7.8	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	0.22	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

田村簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	<10	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.010	0.004	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.43	0.38	0.32	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.06	0.06	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.012	0.013	0.012	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.19	0.33	0.20	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0013	0.0009	0.0011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブromoクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	0.00051	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.002	0.0022	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	<0.0005	0.00087	0.00094	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.003	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	3.4	3.7	3.0	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.3	2.8	3.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	71	67	70	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	91	85	72	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシロネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.4	0.4	0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	8.0	7.9	8.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	<0.5	<0.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

名野川(北川)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	12	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	0.007	0.006	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.28	0.21	0.14	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.06	0.05	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.02	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタニル(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.07	0.22	0.19	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0032	0.01	0.013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.006	0.005	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.004	0.015	0.016	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	0.003	0.004	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0007	0.0025	0.0021	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	0.005	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5	5	5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	2.9	3.3	3.5	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	38	35	32	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	70	66	58	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシポネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.9	1.1	1.0	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.8	7.8	7.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	2.5	2.3	1.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	0.2	0.3	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

名野川(観音谷)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	25	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	0.0007	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	0.007	<0.004	0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.29	0.27	0.24	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.06	0.06	0.07	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.01	0.017	0.016	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.12	0.19	0.19	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.019	0.030	0.021	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.0089	0.01	0.0062	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	0.0012	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.023	0.035	0.023	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.008	0.009	0.003	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0029	0.0057	0.0030	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.008	0.005	0.008	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.023	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	0.032	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.005	0.012	0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	4	5	5	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	0.002	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.2	3.1	3.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	30	42	37	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	59	64	60	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシロネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.7	0.9	0.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.9	7.9	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	2.2	1.2	2.3	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	0.8	0.7	0.3	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

名野川(高区)簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度最大値	令和6年度最大値	令和7年度最大値	基本検査頻度	令和8年度実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	32	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	<0.004	0.008	0.012	1回/3月	1回/3月	基準値の1/5以上検出されている為、年4回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.37	0.27	0.25	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.06	0.05	0.06	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.012	0.013	0.012	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタネン(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.11	0.14	0.13	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.0009	0.0020	0.0230	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.011	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブromoクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.002	0.003	0.029	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	<0.002	<0.002	0.008	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	<0.0005	0.001	0.0036	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.003	0.004	0.003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	<0.002	0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5	5	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.4	2.6	3.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	45	41	34	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸発残留物	500mg/l以下	○	78	66	64	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシポネオール	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	<0.002	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.6	0.4	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.7	7.7	7.8	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	0.9	0.5	1.2	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。

令和8年度水質検査計画

共同調理場簡易水道

番号	定期検査項目	基準値	省略の可否	令和5年度 最大値	令和6年度 最大値	令和7年度 最大値	基本検査頻度	令和8年度 実施検査頻度	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	×	93	<10	<10	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	検出されないこと	×	不検出	不検出	不検出	1回/月	1回/月	省略不可項目
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	○	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	○	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	○	0.0004	0.0005	0.0006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	○	0.007	<0.004	<0.004	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	×	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	○	0.42	0.28	0.29	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	○	0.07	0.06	0.07	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.02	0.01	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	○	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	○	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基20	ヘキサフルオロオクタンスルホン酸(PFO)及びヘキサフルオロオクタニル(PFOA)	50ng/l以下	○	-	-	-	1回/3月		
基21	ベンゼン	0.01mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基22	塩素酸	0.6mg/l以下	×	0.29	0.41	0.32	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	×	<0.002	<0.002	<0.002	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	クロロホルム	0.06mg/l以下	×	0.019	0.013	0.013	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.006	0.004	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	ジブromoクロロメタン	0.1mg/l以下	×	<0.0005	0.00055	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基27	臭素酸	0.01mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため
基28	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	×	0.022	0.016	0.017	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	×	0.006	0.003	0.007	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	×	0.0025	0.0021	0.0027	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ブロモホルム	0.09mg/l以下	×	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	×	<0.005	<0.005	<0.005	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基33	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	○	0.008	0.006	0.027	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	○	0.007	0.010	0.006	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基35	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	○	<0.03	<0.03	<0.03	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基36	銅及びその化合物	1mg/l以下	○	0.01	0.01	0.023	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	○	5	5	4	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	○	<0.001	<0.001	<0.001	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基39	塩化物イオン	200mg/l以下	×	3.2	2.9	2.9	1回/月	1回/月	省略不可項目
基40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	○	30	27	22	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基41	蒸気残留物	500mg/l以下	○	60	72	49	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	○	<0.02	<0.02	<0.02	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基43	ジオキシム	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基44	2-メチルシロリン酸	0.00001mg/l以下	○	<0.000001	<0.000001	<0.000001	原因藻類発生時に月1回以上	1回/年	原因藻類発生時、年1回検査を行う
基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	○	<0.002	0.003	0.003	1回/3月	1回/年	基準値の1/10以上検出されている為、年1回検査を行う
基46	フェノール類	0.005mg/l以下	○	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1回/3月	1回/年	省略可能であるが、安全の為に年1回の検査を行う
基47	有機物等(全有機炭素の量)	3mg/l以下	×	0.5	0.6	1.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基48	pH値	5.8~8.6	×	7.9	7.6	7.6	1回/月	1回/月	省略不可項目
基49	味	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基50	臭気	異常でないこと	×	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	省略不可項目
基51	色度	5mg/l以下	×	<0.5	0.8	2.1	1回/月	1回/月	省略不可項目
基52	濁度	2mg/l以下	×	0.2	0.3	<0.1	1回/月	1回/月	省略不可項目

備考

- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、3年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績(最大値)において、基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合、1年に1回へ省略可能。
- 過去3年間の実績が定量下限値以下でも、定量下限値が基準値と同じ場合には、基準値の1/5以上と解釈され3ヶ月に1回の頻度となる。
- 灰色の塗りつぶしは省略不可。
- オレンジ色の塗りつぶしは基準値の1/5以上検出の為おおむね3ヶ月に1回以上。